

「個人情報」「匿名加工情報」等の分類について

種類		定義	具体例
個人 関連 情報 ※2	個人情報	生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの※1	
		①情報単体で特定の個人を識別できるもの	氏名、顔画像 等
		②他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるもの	「対応表」によって特定の個人を識別することができる他の情報と照合できるもの
	③個人識別符号が含まれているもの	ゲノムデータ、歩行の際の姿勢などの歩行の態様、マイナンバー、運転免許証の番号 等	
	要配慮個人情報	個人情報のうち、その取扱いに特に配慮を要する記述が含まれているもの	信条、社会的身分、診療録、レセプト、健診の結果 等
	匿名加工情報 非識別加工情報	個人情報保護法等に定める匿名加工基準を満たすように、個人情報を加工したもの	
匿名化されているもの		特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除（置換含む）したもの（注：特定の個人を識別することができるものとできないものの両者が含まれる）	氏名を研究用IDに置き換えたもの 等
	匿名化されているもの （特定の個人を識別することができないものに限る。）	匿名化されているもののうち、特定の個人を識別することができないもの（上記「個人情報」の定義中①～③が含まれないもの）	
	匿名化されているもの （どの研究対象者の試料・情報であるかが直ちに判別できないよう、加工又は管理されたものに限る。）	匿名化されているもののうち、その記述単体で特定の研究対象者を直ちに判別できる記述等を全部取り除くような加工がなされているもの（対応表を保有する場合は、対応表の適切な管理がなされている場合に限る） （注：特定の個人を識別することができるものとできないものの両者が含まれる）	

※1 「個人情報」に加え、死者について特定の個人を識別することができる情報を含めたものを「個人情報等」という。
 なお、「個人情報等」は、個人情報保護法では、「個人情報又は匿名加工情報」を意味しているので、注意が必要
 ※2 本学独自の定義として、「個人情報」「匿名加工情報」等を総称して、「個人関連情報」と呼ぶこととする。